



## あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。  
 保育所などを利用する場合は、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- 幼稚園・・・小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設
- 保育所・・・家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
- 認定こども園・・・保育所と幼稚園の機能や特性を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

（図1）

